

○財務省告示第三百六十号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の二及び第八条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件（平成十七年三月財務省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年九月二十九日

財務大臣 谷垣 禎一

前文中「第一条の二及び第八条」を「第一条の三、第八条及び第九条」に改める。

本則中「第一条の二及び第八条」を「第一条の三、第八条及び第九条」に、「関税法第七条の九第一項及び第九十四条第一項」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第一項並びに第九十四条第一項及び第二項」に改め、第三号中「同令第八十三条第三項」を「同令第八十三条第五項」に改める。